

いつまでも住み慣れた地域で

～在宅医療という選択肢～

めざせ！健康寿命日本一！

奈良

vol. 161

養生訓



通院が難しくなったときや、退院後、自宅などでも医療を受けられることをご存じですか。在宅医療では、医師の指示のもと、それぞれの専門知識をもつ医療職が連携し、自宅など※1を訪問することで専門的なサービスを受けられます。前もってかかりつけの医師やケアマネジャー※2と相談し、いろいろな選択肢を見つけませんか。

在宅医療の仕組み



※1 例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか高齢者住宅などで、医療を受けることも可能です。

※2 要介護者や要支援者の状況に応じて、必要な介護サービスを受けられるようにケアプランの作成や市町村などとの連絡調整を行う者とされています。

※3 医師の指示のもとで実施します。

参考：厚生労働省リーフレット「在宅医療をご存じですか？」

専門家のご意見

加藤クリニック院長 加藤 久和さん

在宅医療とは、住み慣れた自宅で治療を継続しながら自分らしく過ごしていただくという医療の形です。それぞれの専門知識をもつ医療・看護・介護の多職種が連携することで、在宅医療を提供しています。在宅医療の現場では、自宅に戻ることによって、笑顔が増えたり能力が改善した患者さんの姿をたくさん見てきました。自宅で安心して過ごしていただくためには、患者さん本人やご家族の思いが反映された環境をつくることが重要です。病院での入院生活だけでなく、在宅医療も選択肢の1つとして検討してみてください。



実際に在宅医療を利用された人のコメント

家族との時間を大切にしたいという思いから、行政やかかりつけ医に相談し、その後、訪問看護ステーションやケアマネジャーに在宅へ来てくださる医師を紹介してもらいました。今では、医師、看護師、ヘルパー、リハビリ担当者、訪問入浴、介護タクシーなど、さまざまな人たちの支援を受けながら在宅医療を行っています。最初は不安もありましたが、些細なことも在宅医療に来てくれる先生やさまざまな職種の方々に気軽に相談することができるので、安心して在宅医療を利用することができています。

在宅医療についてもっと詳しく知りたい人、話を聞いてみたい人は、かかりつけ医、担当ケアマネジャー、訪問看護師、お住まいの市町村の地域包括支援センターにご相談ください。



関東地域医療連携課 ☎0742-27-8676 FAX0742-22-2725 ①www.pref.nara.jp/1650.htm